
第5章 緑地の配置方針



5－1 環境保全系統の配置方針

(1) 配置方針

環境保全系統の緑地は解析・評価結果を踏まえ、都市の骨格形成や希少種をはじめとする野生動植物の生息域、歴史的風土の保全、快適な生活環境あるいはヒートアイランド現象の緩和等環境の維持・改善機能を持った緑地などの視点から配置を行います。

(2) 配置計画

- 櫛田川、祓川、佐奈川などの河川は、本町の都市骨格の形成において重要な緑の軸であり、自然特性における優れた自然地であることから、河川が有する自然環境を保全し、河川沿いに水辺空間を楽しめる散策路を配置するとともに、緑の拠点となる緑地などとのネットワーク化を図ります。



■櫛田川



■佐奈川

- のびのびパーク天啓や五桂池ふるさと村周辺の良好な植物群落や水辺などは、ため池と一体に動植物が生態系をなしています。これらは自然的な要素が高い緑地として配置します。



■栃ヶ池（クチナシ）

-
- 本町の歴史的風土を現代に伝える社寺境内地は、市街地や集落内においてまとまりのある自然特性を有した緑地として配置します。



■佐那神社



■相鹿上神社

- 快適な生活環境に資する河川やため池、街道などの保全を図るとともに、都市公園などを緑の拠点として配置します。
- 用途地域周辺に広がる農用地は、市街地の無秩序な拡大を防止するとともに優良な農地であり、また、市街地や集落地の気温・湿度の調節に資する緑地として配置します。
- 櫛田川・祓川や佐奈川などの河川や樹林地、ため池、農地などは、動植物の生息域となる緑地として配置します。
- 樹林地や河川、農地は都市環境の維持・改善に資する緑地として配置します。



■樹林地と農地

5－2 レクリエーション系統の配置方針

(1) 配置指針

レクリエーション系統の緑地は、レクリエーション需要の多様化、自然とのふれあいに対する需要の高まりに応え、日常圏的あるいは週末圏的なレクリエーション活動に対処し得るものであり、町民のレクリエーション需要に応じた配置を行います。

(2) 配置計画

- 自然とのふれあいの場として、櫛田川や佐奈川などの河川、五桂池や栃ヶ池などのため池の水辺、のびのびパーク天啓や五桂池ふるさと村、クリスタルの森などの公園を配置します。
- 日常圏におけるレクリエーションの場として、既存の公園などを配置するほか、身近な公園として街区公園を新たに配置します。
- 広域におけるレクリエーションの場として、櫛田川、のびのびパーク天啓、五桂池ふるさと村を配置します。



■のびのびパーク天啓



■五桂池ふるさと村

(3) 本町における都市公園の整備必要量

都市公園には次頁に示すような種類があります。

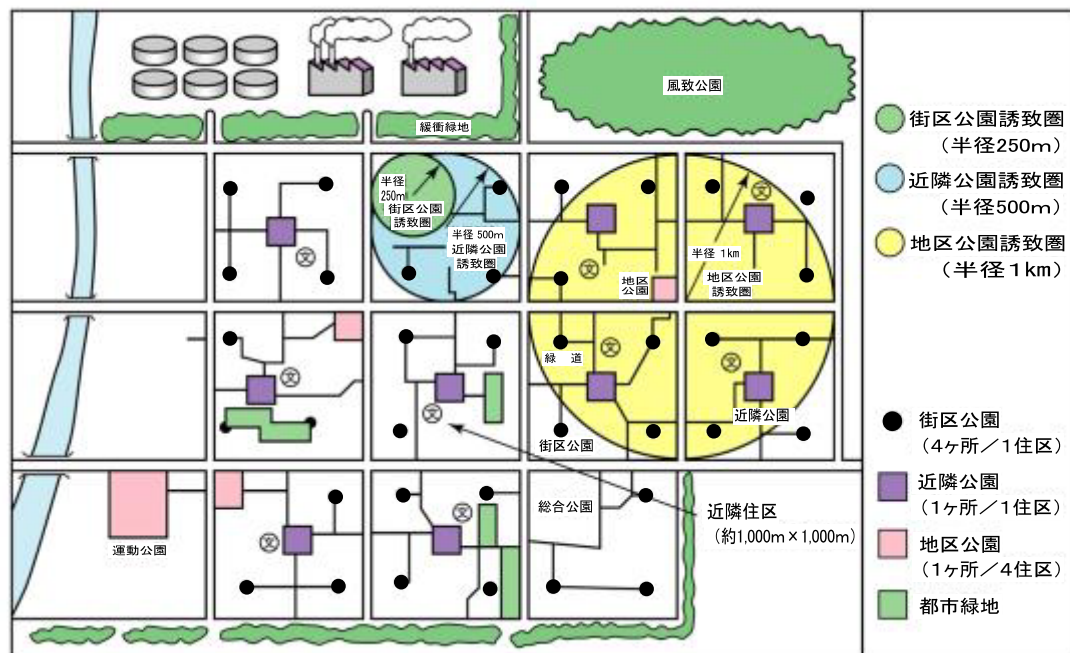
本町の人口規模及び都市公園の標準的な整備水準・規模から本区域及び用途地域に必要な都市公園を試算すると、街区公園で2箇所程度、近隣公園で1箇所程度、総合公園で1箇所程度となります。

従って、都市公園の配置にあたっては、上記整備必要量を踏まえる中、下図に示す誘致圏等を考慮して行うものとします。

■都市公園の整備必要量

公園種別		対象人口 (人)	整備水準 ㎡/人	整備目標 (ha)	必要 箇所	標準対象 人口(人)	標準規模 (ha)
住区 基幹 公園	街区公園	用途地域 4,700	1.0	0.47	2	2,500	0.25
	近隣公園		2.0	0.94	1	10,000	2.00
	地区公園		1.0	0.47		40,000	4.00
都市 基幹 公園	総合公園	都市計画区域	1.0	1.15	1	100,000	10～50
	運動公園	11,540	1.5	1.73		100,000	15～75

注：整備水準は国の基準等による標準的なもの



■都市公園の配置イメージ

【参考】都市公園の種類

種類		種類	内 容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	・もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	・主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
		地区公園	・主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で1箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
	都市基幹公園	総合公園	・都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運動公園	・都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて 1 箇所あたり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園		・主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏など広域なブロック単位ごとに 1 箇所あたり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市		・大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
国営公園			・主として一つの都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所あたり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
緩衝緑地等	特殊公園		・風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地		・大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地		・主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道		・災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

資料：都市公園法施行令

(4) 都市公園の配置方針

【住区基幹公園】

① 街区公園

公共施設緑地の中で用途地域内及び用途地域に近接する面積 1,000 m²以上の公園を街区公園に位置づけます。

また、街区公園のサービス圏域が不足する相可駅北部地区の東西に各 1 箇所(各 0.25ha)、多気駅周辺地区に 2 箇所（各 0.25ha）の街区公園を新設します。

なお、その他の地区については公共施設緑地の遊園地や農村公園、小学校のグラウンド、ゲートボール場などで対応します。

■街区公園

地域名		公共施設緑地⇒街区公園		街区公園新設		合計	
		名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
相 可 地 区	街-1	第 2 工業団地公園	0.24	街-9 新設 街-10 新設 街-11 新設 街-12 新設	0.25 0.25 0.25 0.25	12	2.79
	街-2	くすのき公園	0.13				
	街-3	けやき公園	0.17				
	街-4	さくら公園	0.12				
	街-5	やまもも公園	0.30				
	街-6	公園（相可台）	0.14				
	街-7	公園（相可一区）	0.10				
	街-8	クリスタルの森	0.59				
合 計		8 箇所	1.79	4 箇所	1.00	12	2.79

注：街-9の新設街区公園は多気町所有の公有地（雑種地）の活用を図ります。

② 近隣公園

用途地域内にある「多気スポーツ公園（2.40ha）」及び用途地域に近接する「佐奈川桜づつみ公園（2.14ha）」は、規模・サービス圏域からみて近隣公園に位置づけます。

■近隣公園

地域名		公共施設緑地⇒近隣公園		近隣公園新設		合計	
		名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
相 可 地 区	近-1	多気スポーツ公園	2.40	—	—	2	4.57
	近-2	佐奈川桜づつみ公園	2.17				
合 計		2 箇所	4.57	—	—	2	4.57

③ 地区公園

地区公園は用途地域内人口からみて、配置しない方針とします。

【都市基幹公園】

① 総合公園

相可地区及び津田地区に跨る「のびのびパーク天啓（22.6ha 拡張含む）」については、本町の中心的な公園機能を有していることから総合公園に位置づけ、公園エリアの拡張など町民に親しまれる施設とします。

■総合公園

地域名		公共施設緑地⇒総合公園		総合公園新設		合計	
		名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
相可・津田地区	総-1	のびのびパーク天啓 (現況 14.1 + 拡張 8.5ha)	22.6	—	—	1	22.6
合 計		1 箇所	22.6	—	—	1	22.6

② 運動公園

運動公園は都市計画区域の人口規模からみて、配置しない方針とします。

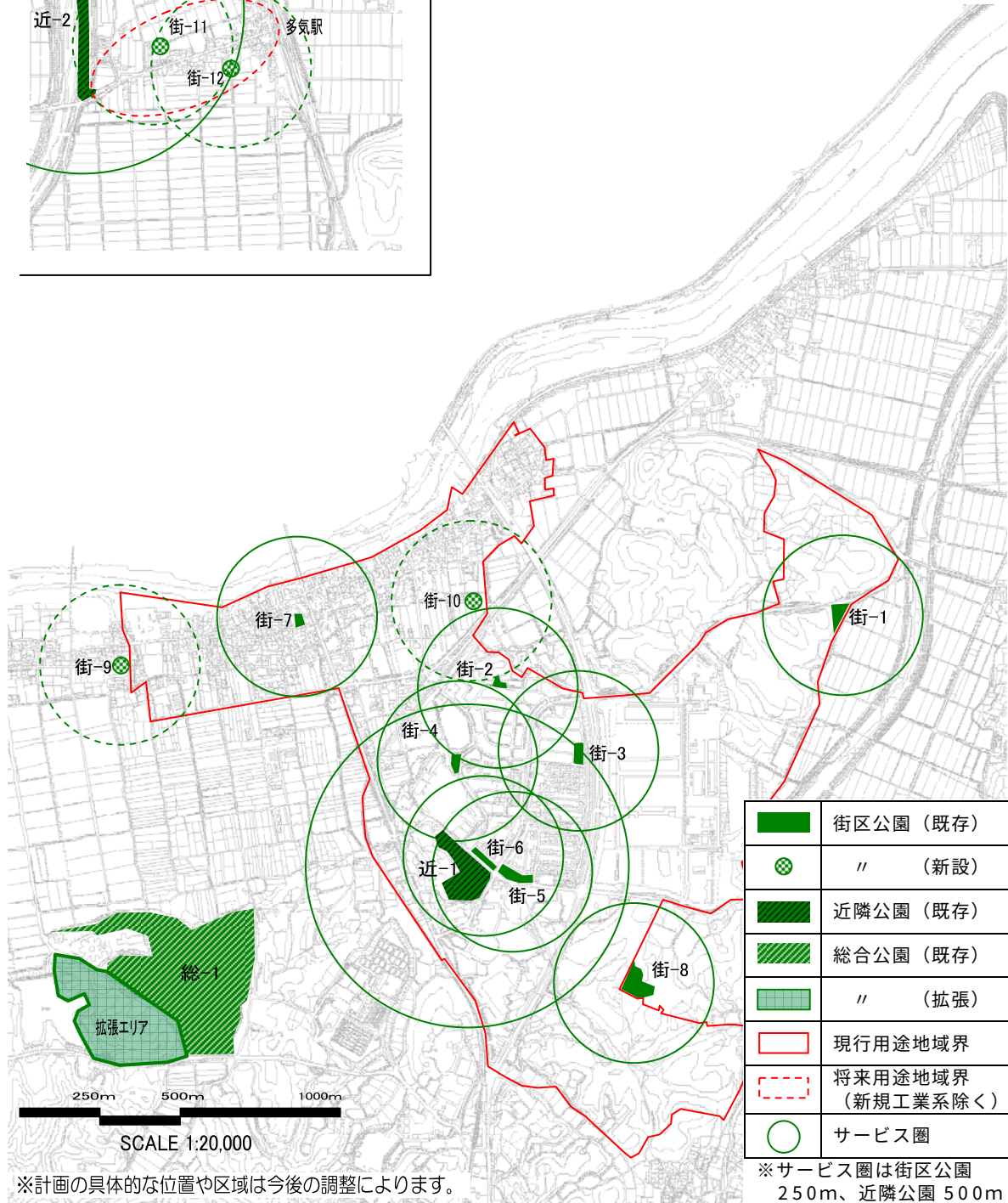
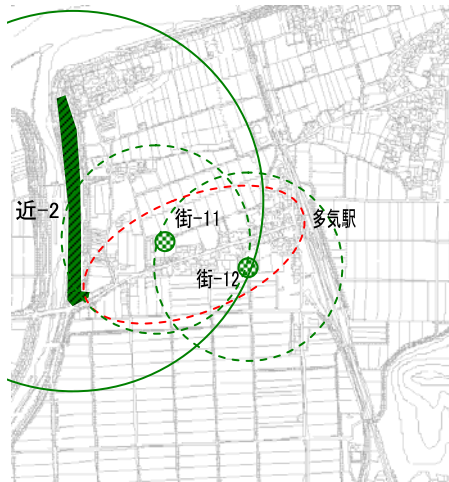
（５）その他の公園の配置方針

① 五桂池ふるさと村

五桂池ふるさと村については、広域的なレクリエーション機能を有する公園として、現況のとおり公共施設緑地として位置づけます。

② その他の公園

遊園地などの公園は、現況のとおり公共施設緑地として位置づけます。



■都市公園配置計画図

（６）緑のネットワークの配置方針

① 河川堤防や既存町道等の活用

緑の拠点となる「のびのびパーク天啓」「佐奈川桜つつみ公園」「五桂池ふるさと村」などの施設緑地の連絡性を高めるため、河川堤防や既存町道を活用し、積極的に緑のネットワークを形成します。



■櫛田川の河川管理用通路（緑道への活用）

② 街道等の活用

「伊勢本街道」「和歌山別街道」「熊野街道」は歴史性を残しながら、街道にふさわしい佇まいとしていきます。



■伊勢本街道（相可高校前）

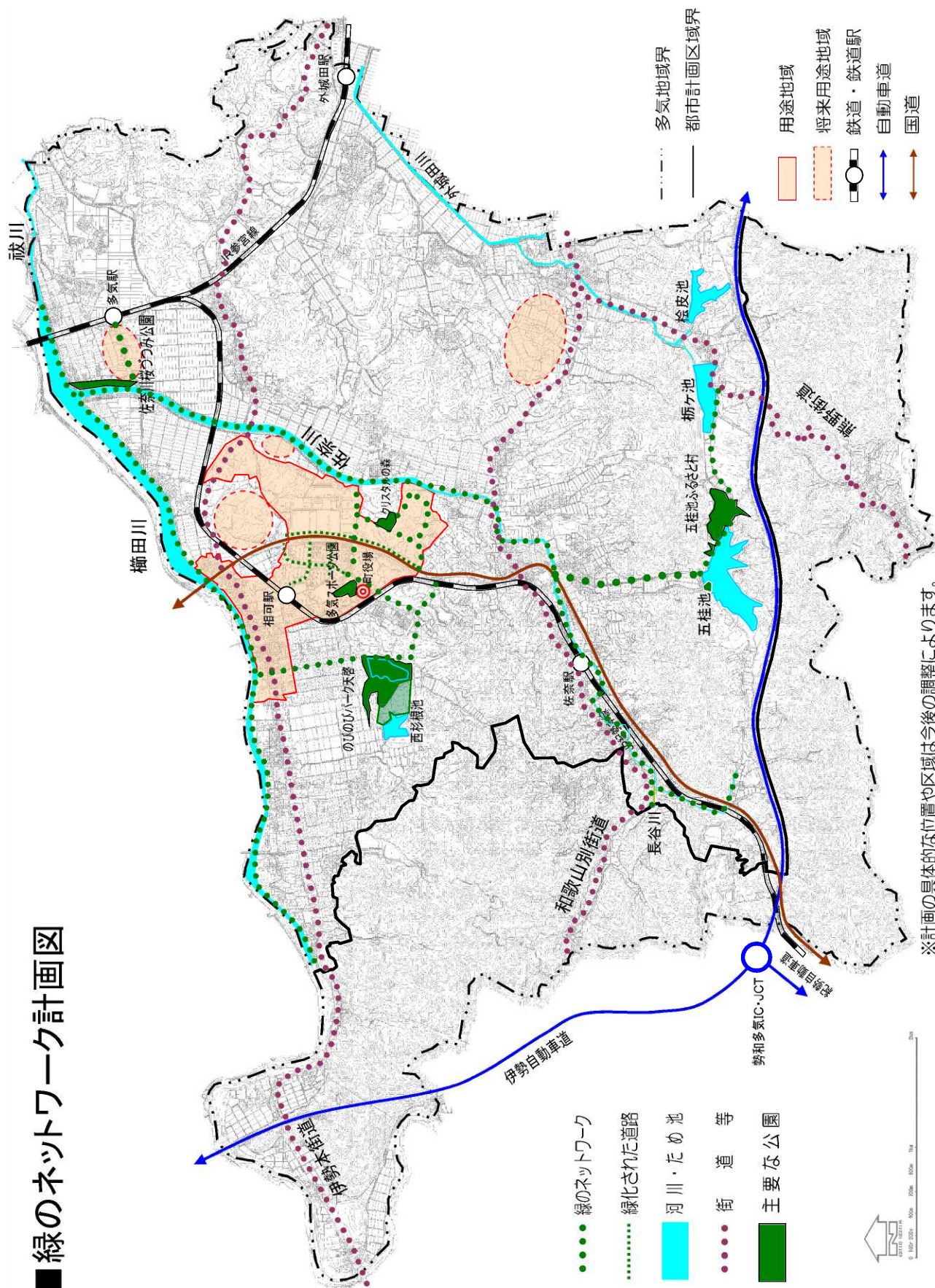


■熊野街道（野中）

【緑のネットワークとは】

- 河川においては水面・水辺や管理用通路などによる歩行系ネットワークを指します。また、道路においては緑化された道路や歩行系ネットワークの確保が望まれる区間、及び街道による歴史性のネットワーク等を指しています。

■緑のネットワーク計画図



※計画の具体的な位置や区域は今後の調整によります。

5－3 防災系統の配置方針

① 配置指針

防災系統の緑地は、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地、都市公害の緩和に対処し得るものとして、地震時における安全性の確保に役立つ緑地や水害防止のための調整池として機能する緑地等の配置を行います。

② 配置計画

- 自然災害の危険防止に資する緑地として、土石流危険区域や急傾斜地崩壊危険箇所の樹林地、調整池機能を有する農地を配置します。
- 身近な避難地として、用途地域内や用途地域に隣接する区域に街区公園などを配置します。また、緑化された道路は避難路となる緑地として配置します。（防災に資する公園・緑道の種類・役割は次頁参照）
- 広域的な避難地や避難路として、のびのびパーク天啓（総合公園）、多気スポーツ公園（近隣公園）、緊急輸送道路となる緑化された道路を配置します。
- 災害に強い都市構造の形成に資する緑地として、延焼帯としての効果が高いことから緑化された道路を配置します。

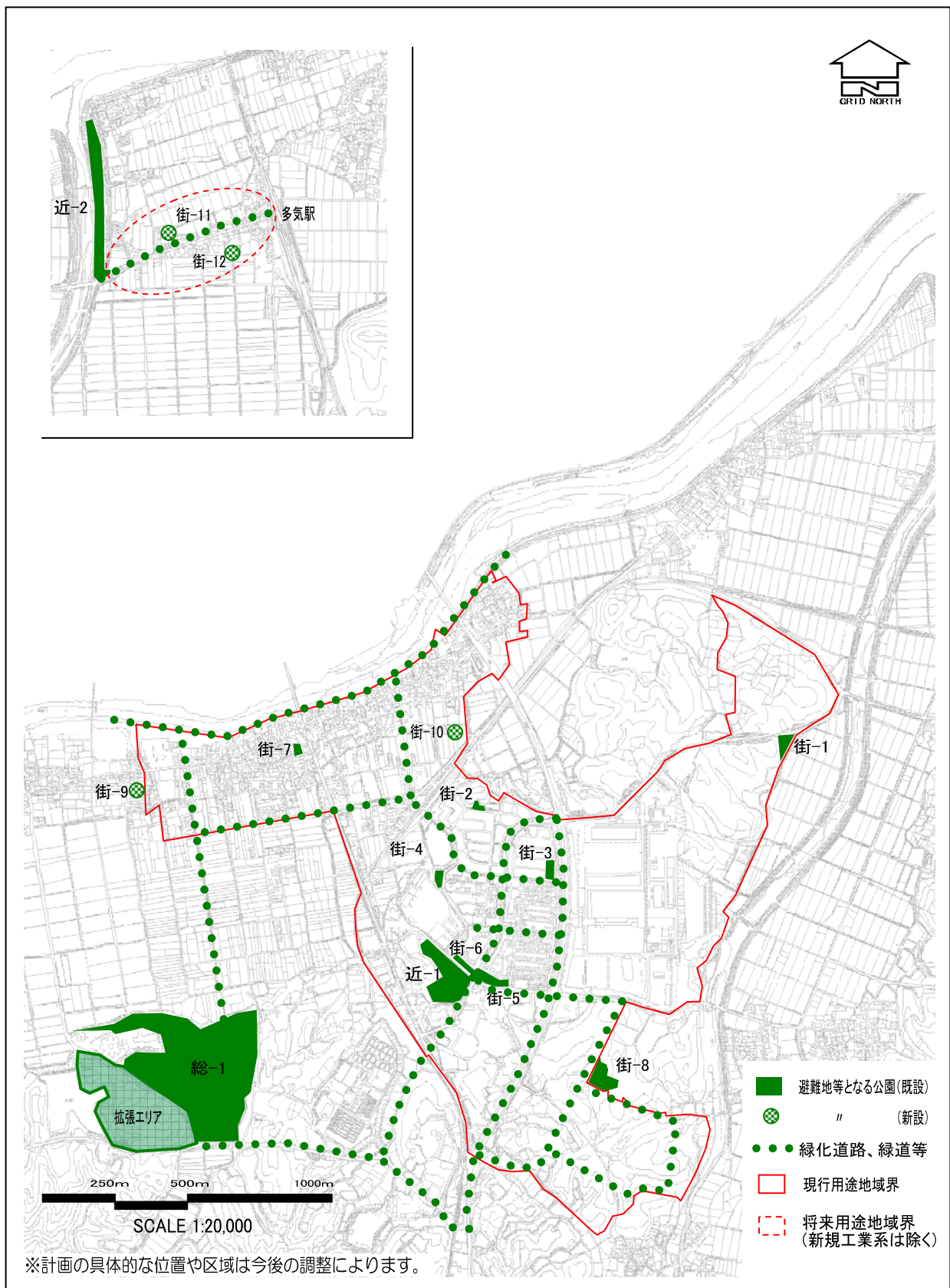


■ 身近な避難地となる街区公園（相可一区）

【参考】防災に資する公園・緑道の種類・役割等

種 類		役 割	標準的 公園種別
避難地	広域避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生し広域的避難が必要になった場合、最終避難地となる都市公園。	総合公園
	一次避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生し広域的避難が必要になった場合、最終避難地に到るまでの一時的避難地となる都市公園、広域的避難が必要でない場合は最終避難地、一時的避難生活の場となる。 また、スペースに余裕がある場合は物資の配給、避難生活者へのサービス提供の場となる。	地区公園 近隣公園 街区公園
復旧・復興活動拠点	広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園。 自衛隊等緊急援助団体の中心基地、緊急物資の備蓄、他地域から届く援助物資の集配、復旧・復興活動の計画・指示などの拠点となる。	広域公園
	地域的拠点	主として地域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園。 緊急物資の備蓄・配給所、自衛隊や電気・ガスの復旧を行う事業者の現場基地になる。	総合公園 地区公園 近隣公園
廃棄物等の堆積・処理の拠点		倒壊した建物・一時的に処理できない廃棄物などが震災時に大量に発生する場合がある。 これらを公園緑地に持ち込むことは望ましいことではない。 しかし、都市機能全体の復旧を早めるにはこのような一時的受け入れスペースは必要不可欠であり、公園緑地に限らず、このような空間を必ず用意しておくことが必要である。	同上
避難路の機能を有する都市公園		道路・河川等と一体となり、広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路の機能を果たす緑道	緑道
石油コンビナート地帯と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地		主として爆発事故の際の災害を防止することを目的とする緩衝緑地としての都市公園	緩衝緑地

資料：緑の基本計画ハンドブック



■防災に資する都市公園及び緑化道路、緑道等の配置計画図（用途地域）

5－4 景観構成系統の配置方針

① 配置指針

景観系統の緑地は、日常的に視覚的快適性をもたらす緑地や市街地を取り囲み市街地の背景となる緑地、文化財と一体となった緑地、用途地域内の鎮守の杜など郷土的景観を形成する緑地、ランドマーク・シンボルとなる緑地等の都市景観を構成する要素として、特色のあるまちづくりに資するような緑地の配置を行います。

② 配置計画

- 本町を代表する里山景観や田園景観を構成する樹林地や農地、景観軸を構成する櫛田川・祓川、佐奈川などの河川、良好な水辺景観を有する栃ヶ池などを配置します。



■樹林地や田園景観

- 地区や住区の良い景観として、用途地域内の市街地景観や水辺景観を構成している佐奈川その他、良好な市街地景観を有する相可台団地や多気工業団地、クリスタルタウン、また市街地に隣接し、市街地周辺の貴重な自然景観となっているクリスタルの森を配置します。
- 優れた景観の眺望地点として、樹林地や農地、櫛田川、五桂池、栃ヶ池などの広大な水辺や周辺の緑その他、のびのびパーク天啓（総合公園）や五桂池ふるさと村、佐奈川桜つつみ公園（近隣公園）などの公園を配置します。
- ランドマークとなる場所として、櫛田川などの広大な水面その他、のびのびパーク天啓（総合公園）や五桂池ふるさと村、佐奈川桜つつみ公園（近隣公園）などの公園、佐那神社などの社寺や街道を配置します。
- 歴史的風土を形成する景観として、佐那神社などの社寺や街道を配置します。

5－5 総合的な緑地の配置方針

4 機能別の配置計画及び都市公園の整備の方針、また都市の発展動向や緑地の充足度等の配置バランスを踏まえ、総合的な緑地の配置を計画します。

総合的な緑地の配置計画は、緑のネットワーク機能を強化するとともに、均衡ある配置となるように留意します。

(1) 骨格的緑地の保全、創出

櫛田川・祓川、佐奈川等の河川は本町の都市構造上、将来においても重要な緑の軸であり、特に用途地域を取り巻く樹林地や農地は本町の骨格的緑地であることから、これらの緑地の保全を図ります。

(2) 施設緑地の配置計画

目標年次（平成 37 年）における都市公園等の 1 人当たり面積約 39 m²を確保するため、施設緑地を次のように計画します。

① 住区基幹公園

多くの町民が日常生活の中で最も身近に利用する公園であり、用途地域の将来人口及びサービス圏域を勘案し、近隣公園 2 箇所（既存 2 箇所）、街区公園 12 箇所（既存 8 箇所、新規 4 箇所）を適正に配置します。

② 都市基幹公園

本町の都市計画区域の将来人口は 11,540 人であり、まちを代表する基幹的な公園として「のびのびパーク天啓」を総合公園として配置します。

なお、地区公園及び運動公園は、本町の規模から配置しないことから、総合公園や近隣公園にその機能を包含させるものとします。

③ その他の公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理で公園・緑地に準ずる機能を持つ施設（遊園地、緑地、学校のグラウンド、公共公益施設の植栽地、道路の植栽地など）は、現況どおり公共施設緑地として配置します。

④ 民間施設緑地

民有地で公園・緑地に準ずる機能を持つ施設（社寺林や遊園地、ゲートボール場など）は、民間施設緑地として配置します。

(3) 地域制緑地の配置計画

① 風致地区

「五桂池・枳ヶ池周辺」はクチナシの自生地であり、三重県の天然記念物に指定されていることから、これらの地区を風致地区として位置づけ、湿地性植物群落及びその周辺の環境を保全します。

また、「のびのびパーク天啓周辺」は、法泉寺、涵翠池、西杉根池及び周辺樹林などにより歴史性のある景観を構成していることから、風致地区に位置づけ、その環境を保全します。

② 樹林地

丘陵地内などに残る地域森林計画対象民有林に指定された樹林地は、都市環境や景観・防災などの面において有効であることから、その保全・再生を図る緑地として位置づけます。

③ 農地

櫛田川・祓川、佐奈川などの流域に広がる農用地（農業振興地域農用地区域）は、自然生態系として動植物の生息域であるとともに、周辺の市街地や集落地と一体となった町固有の景観を構成していることから、保全を図る緑地として位置づけます。

④ 河川

櫛田川・祓川や佐奈川などは本町の骨格を形成する重要な緑（水）の軸を形成していることから、散策路などの緑のネットワークとして配置を行います。

また、これらの河川は、周囲の農地（水田）に生息する動植物を含め、自然との共生空間となっているとともに、市街地や集落地の気温・温度の調節に資する風の通り道となることから、これらの環境を保全する緑地として位置づけます。

図画配置の緑地等

